

令和6年度
第3回
定期監査報告書

(青梅市立学校)

第五小学校
第六小学校
河辺小学校
若草小学校
西中学校
霞台中学校

青梅市監査委員

定 期 監 査 報 告 書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項および第 4 項の規定による監査

2 監査の対象

青梅市立学校（第五小学校、第六小学校、河辺小学校、若草小学校、西中学校および霞台中学校）

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が、予算および議決ならびに法令等にもとづいて、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

4 監査の範囲

令和 5 年度（出納整理期間を含む。）の財務に関する事務の執行等

5 監査の期間

令和 6 年 8 月 5 日から同年 10 月 29 日まで

説明の聴取 令和 6 年 10 月 11 日および同月 15 日

6 監査の実施内容

主に次に掲げる事項について、監査の対象校（以下「各学校」という。）から提出された関係諸帳簿および関係書類の審査、各学校での実査ならびに学校職員からの説明聴取の方法により、青梅市監査基準に準拠して監査を実施した。

(1) 予算の執行状況について

(2) 現金、郵券類の管理状況について

(3) 公印の管理状況について

(4) 毒物および劇物等の管理状況について

(5) 個人情報の管理状況について

(6) 学校徴収金について

(7) その他学校教育活動全般について

第2 監査の結果

各学校所管の財務に関する事務およびその他の事務については、提出された関係諸帳簿および関係書類の審査、各学校での実査ならびに学校職員からの説明聴取により監査した結果、一部に不適正と思われる処理が検出された。

学びと心の育成事業では、年度当初に事業内容、交付金の交付申請額、経費の内訳等を示し、青梅市長宛て交付申請を行い、交付決定を受けている。

年度末には事業実績にもとづき報告書を提出し、交付決定額に余剰金が生じた場合は、その額を返還している。

一部の学校では、この事業の中で郵券を購入しているが、その一部は使用しないまま事業を終了していた。

しかしながら、実績報告書では、「郵券代金の支出」を記載したことから、実際に使用していない郵券にかかる交付金も受領していた。

実績報告書には、郵券の購入額ではなく、実際に要した郵送料を記載すべきであり、この手続きは、交付金を過大に受領したと指摘せざるを得ない。

当該学校では、令和5年度末時点で、学びと心の育成事業のための郵券として、金額に換算し4万円余を保有しており、令和6年度へ繰り越していた。

学びと心の育成事業は、その性質から年度末に郵券の残が発生することは考えにくく、この4万円余の郵券がどのような経緯で生じ、今後、どのように使用されるのかを検証する必要があると思われる。

改めて補助金および交付金の制度や趣旨を理解し、事務手続は適正に行うよう求める。

その他においては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、事務取扱いの一部に、検討または改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として述べることにする。

1 予算の執行状況（令和5年度決算）

青梅市立第五小学校 (単位:円、%)

科目			予算現額	支出済額	執行率
款	項	目			
10	教育費		5,810,209	5,607,069	96.50
	01	教育総務費	516,766	459,142	88.85
		02 学務費	32,000	31,976	99.93
		04 教育指導費	484,766	427,166	88.12
	03	小学校費	5,293,443	5,147,927	97.25
		01 小学校総務費	1,594,994	1,461,687	91.64
		02 小学校学務費	86,000	84,855	98.67
		03 小学校特別支援教育費	23,699	23,699	100.00
		04 小学校指導費	3,588,750	3,577,686	99.69

青梅市立第六小学校 (単位:円、%)

科目			予算現額	支出済額	執行率
款	項	目			
10	教育費		3,484,037	3,333,862	95.69
	01	教育総務費	172,209	144,049	83.65
		02 学務費	21,000	21,000	100.00
		04 教育指導費	151,209	123,049	81.38
	03	小学校費	3,311,828	3,189,813	96.32
		01 小学校総務費	1,130,481	1,022,493	90.45
		02 小学校学務費	49,000	48,628	99.24
		03 小学校特別支援教育費	240,557	240,557	100.00
		04 小学校指導費	1,891,790	1,878,135	99.28

青梅市立河辺小学校 (単位:円、%)

科目			予算現額	支出済額	執行率
款	項	目			
10	教育費		6,883,804	6,452,125	93.73
	01	教育総務費	896,549	829,998	92.58
		02 学務費	35,000	28,671	81.92
		04 教育指導費	861,549	801,327	93.01
	03	小学校費	5,987,255	5,622,127	93.90
		01 小学校総務費	1,431,767	1,206,603	84.27
		02 小学校学務費	91,000	89,764	98.64
		03 小学校特別支援教育費	486,420	481,620	99.01
		04 小学校指導費	3,978,068	3,844,140	96.63

青梅市立若草小学校

(単位:円、%)

科目			予算現額	支出済額	執行率
款	項	目			
10	教育費		8,363,516	8,199,427	98.04
	01	教育総務費	413,139	381,199	92.27
		02 学務費	34,000	33,970	99.91
		04 教育指導費	379,139	347,229	91.58
	03	小学校費	7,950,377	7,818,228	98.34
		01 小学校総務費	1,569,185	1,480,022	94.32
		02 小学校学務費	105,000	104,064	99.11
		03 小学校特別支援教育費	1,573,482	1,573,482	100.00
		04 小学校指導費	4,702,710	4,660,660	99.11

青梅市立西中学校

(単位:円、%)

科目			予算現額	支出済額	執行率
款	項	目			
10	教育費		7,143,067	6,630,040	92.82
	01	教育総務費	771,984	540,854	70.06
		04 教育指導費	771,984	540,854	70.06
	03	中学校費	6,371,083	6,089,186	95.58
		01 中学校総務費	1,665,698	1,462,605	87.81
		02 中学校学務費	81,540	73,807	90.52
		03 中学校特別支援教育費	59,710	59,710	100.00
		04 中学校指導費	4,564,135	4,493,064	98.44

青梅市立霞台中学校

(単位:円、%)

科目			予算現額	支出済額	執行率
款	項	目			
10	教育費		9,214,604	8,454,994	91.76
	01	教育総務費	696,153	625,674	89.88
		04 教育指導費	696,153	625,674	89.88
	03	中学校費	8,518,451	7,829,320	91.91
		01 中学校総務費	1,455,472	1,230,833	84.57
		02 中学校学務費	97,000	30,477	31.42
		03 中学校特別支援教育費	1,420,674	1,418,574	99.85
		04 中学校指導費	5,545,305	5,149,436	92.86

2 要望事項等

(1) 予算の執行および郵券の管理について

予算の執行等については、おおむね適正に行われていた。

今回監査を実施した中で、特に留意すべき点について、次のとお

り要望する。

ア 図書購入契約においては、請書は徴取しているものの複数の学校で発注日、契約日および受注者が同一のものが2通存在していたり、同一月の中で、複数回にわたり発注していた。

同日の発注であれば請書は一つにすべきであり、その合計額が30万円を超える場合は契約書を作成しなければならない。

令和3年度に実施した学校監査においても要望したところではあるが、青梅市立学校財務事務取扱要綱等に沿った適正な事務の執行に努められたい。

イ 令和6年10月から、公金の口座振込に対し、1件当たり165円の手数料が発生することとなり、経費削減の観点からも消耗品等の物品購入の際は、可能な限りまとめて発注されたい。

ウ 切手など郵券の管理については、受払簿を備え、在庫数を随時確認するなど、おおむね適切に行われていたが、一部の学校では、在庫があるにもかかわらず、配当された予算を全て執行し、令和5年度当初よりも多くの在庫が次年度に繰り越されていた。

過去に実施した学校監査においても繰り返し要望しているところではあるが、予算の執行に当たっては、特別な理由がある場合を除き、必要となる数量以上の郵券を購入し保管することは適切ではない。在庫を考慮した郵券の購入計画を策定し、適正に執行するとともに、校長および副校長においては、定期的に受払簿を確認し、適正に管理されたい。

(2) 実験・実習用薬品類の保管および管理について

実験・実習用薬品類については、理科準備室内にある施錠された保管庫内で管理され、管理責任者を指定し、定期的に管理簿と在庫との確認が行われていた。また、薬品類の取扱いについても、児童生徒へ適切に指導されていた。

しかし、一部の学校において、保管庫内の薬品容器の転倒防止措置が施されていない学校や、不要な薬品が雑然と放置されている学校もあり、管理上好ましくない状況が確認された。

今回監査を実施した中で、特に留意すべき点について、次のとおり要望する。

ア 教育委員会では、令和 6 年 5 月に、全校共通の「青梅市立小・中学校における医薬用外毒物劇物事故防止マニュアル」を作成し、市内全小・中学校に通知したとのことであるが、複数の小・中学校の教職員は、このマニュアルの存在を認識していなかった。

保健衛生上の事故を未然に防止するためにも、新たに作成したマニュアルの適用を徹底されたい。

イ 廃棄する薬品が入ったポリタンクが、理科準備室内の床や台に置かれていた。部屋は施錠されているものの、床に置かれたままでは倒れて床にこぼれたりする。また、理科室に放置されたままの学校もあり児童生徒が触れてしまう恐れがあり、危険である。

薬品と同様に、施錠できる場所で転倒防止措置を施して保管するよう要望する。

ウ 一部の学校において、管理簿に記載のない無数の薬品類が個室の中に雑然と放置され、薬品の一部は容器から漏れ出しているなど、著しく不適切な管理状況が見受けられた。

教育委員会において、毎年度、不要な薬品の処分を行っているところではあるが、各学校においては処分しきれていない状態とのことである。

教育委員会においては、事故を未然に防ぐため、各学校の実態を把握し、速やかに不要な薬品を処分できるよう対応されたい。

(3) 学校徴収金について

学校徴収金については、「青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程」（以下「規程」という。）にもとづいて、適正かつ効率的な運営と会計事故の未然防止を図りおおむね適正に行われている。

しかし、一部、規程を承知しているにもかかわらず、規程に反した取扱いをしている学校が見受けられた。

規程の内容や目的を再度認識するとともに、忠実に履行されたい。

なお、今回監査を実施した中で、特に留意すべき点について、次のとおり要望する。

ア 校長および副校長は、預金通帳および現金と、現金出納簿を毎月照合し確認されたい。

イ 修学旅行、移動教室および卒業アルバムの作成にかかる契約を

行う際には、規程第12条に規定する校長、副校長、主幹等で構成する業者選定委員会を設置し、適正に手続をされたい。

ウ 学校徴収金で執行するアルバム作成に関して、一部の学校では、「入学から卒業時までの一貫した画像管理が必要」などの理由から、業者の比較や選考を行わず、長期間同じ業者へ発注していた。

アルバム作成費用は、作成数により高額になるケースもあり、保護者負担にも配慮する必要もある。業者選定委員会で、複数の者からの見積内容および成果物の品質をよく検討した上で、公正に業者を選考されたい。

エ 学校徴収金の収入および支出は、原則として、金融機関を経由して行うこととされており、多くの学校で、手数料の発生しない方法を工夫しながら、口座振替により徴収、支出、返金を行っている。

一方、一部の学校では、口座振込手数料に関し、金融機関の協力が得られない等の理由から現金で集金している。

現金取扱いリスクの軽減を図るため、学校徴収金の収入および支出等は、口座振替にすることが望ましい。

教育委員会においても、学校と連携、協力して、金融機関と粘り強く協議されたい。

オ 規程第3条第2項には「校長は、会計事故を未然に防ぐため、学校徴収金に関する事務を、継続して3年を超えて同一職員に分掌させてはならない。」とあるが、同一の都事務職員が3年を超えて学校徴収金に関する事務を所掌している学校が散見された。

規程の内容が、学校徴収金事務の実務になじんでいないとの声もあったことから、教育委員会ではこの実情を把握し、会計事故を未然に防ぐ目的は保ちつつ、規程と実態のかい離解消に向けた対応を図られたい。

3 おわりに

令和元年度から令和6年度にかけて市内小中学校を対象とした定期監査を実施し、様々な要望をしてきたところである。

同趣旨の内容を繰り返し要望してきたにもかかわらず、改善してい

る学校もあれば、改善していない学校も見受けられた。

教育委員会には、毎年度、監査結果について全ての学校に周知していただくようお願いしてきたころではあるが、学校においては、これまでの要望を全て自校へのものと捉え、あらためて再確認を行い、改善に努められたい。

これまでの学校監査に御協力をいただいた多くの教職員の皆様に感謝を申し上げますとともに、学校監査が学校事務の適正化および効率化につながるよう期待する。